

# 令和8年度高等学校等教育改革推進業務仕様書

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

本業務は、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県が策定する「高等学校教育改革実行計画（以下、「実行計画」という。）」の策定、先導拠点校における改革の取組、各先導拠点校に配置する高校改革支援員の円滑な活動をそれぞれ着実に推進し、本県における県立高校教育の改革推進を図ろうとするものである。

### (2) 本業務の内容

- ア 実行計画策定支援
- イ 先導拠点校の取組推進支援
- ウ 高校改革支援員の活動支援

## 2 各業務の提案

県として定める業務の仕様は以下のとおり。

### (1) 実行計画策定支援

目的	令和8年度中の実行計画策定
委託内容	県が策定する実行計画策定のための支援
企画提案内容	・実行計画策定のために必要なデータや情報等の収集、分析 ・上記データ等に基づく助言及び資料作成
留意事項	・作成資料については、電子データ媒体等により県に提出すること。 ・計画の作成主体は、県であること。

### (2) 先導拠点校の取組推進支援

目的	先導拠点校における改革の取組の着実な推進
委託内容	先導拠点校において、改革の取組が着実に推進されるよう支援する。 【先導拠点校】 県立黒沢尻工業高等学校、県立盛岡農業高等学校
企画提案内容	・先導拠点校の取組推進のための進捗管理及び成果分析等に基づく助言等 ・県教育員会と一体となった、先導拠点校への支援体制構築 ・先導拠点校2校の取組について、高校魅力化評価システムを活用した成果分析及びPDCAサイクル確立支援
留意事項	・取組の着実な推進のため、委託期間内において、定期的な支援を実施すること。

### (3) 先導拠点校の取組推進支援

目的	先導拠点校2校に配置する高校改革支援員（計2名）の活動推進
委託内容	先導拠点校における取組推進のため、各校に配置する高校改革支援員の能力向上等を図り、当該職員が自律的に活躍できるよう支援する。
企画提案内容	・高校改革支援員に対する指導助言及び資質向上

留意事項	・取組の着実な推進のため、委託期間内において、定期的な支援を実施すること。
------	---------------------------------------

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じること。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。